

県制度案と県内市町制度との比較

(くらし・環境部男女共同参画課)

1 県内制度一覧

区分		静岡県（案）	浜松市	富士市	湖西市（案）	静岡市（案）
制度名		(仮称) 静岡県パートナーシップ宣誓制度	浜松市パートナーシップ宣誓制度	富士市パートナーシップ宣誓制度	(仮称) 湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	(仮称) 静岡市パートナーシップ宣誓制度
開始時期		令和4年度中	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和4年4月1日
制度根拠		要綱	要綱	要綱	要綱	要綱
制度	パートナーシップの定義	互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二者の関係	互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二者の関係	互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二者の関係	互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に協力し合うことを約した二者の関係	互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において、経済的又は物理的、かつ精神的に相互に協力し合うことを約した二者の関係
	ファミリーシップの定義	パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子(実子又は養子)と生計が同一であり、その子を養育することを約した家族の関係	-	-	パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子(実子又は養子)と生計が同一であり、その子を養育することを約した家族の関係	パートナーの一方又は双方と生計を同一とする未成年の子(原則)との関係
		子が15歳以上の場合は、本人の同意を得る	-	-	-	子が15歳以上の場合は、本人の同意を得る
	証明方法	宣誓書の受領証明	宣誓書の受領証明	宣誓書の受領証明	宣誓書の受領証明	宣誓書の受領証明
	対象	性別、性的指向、性自認問わず	性別、性的指向、性自認問わず	性別、性的指向、性自認問わず	性別、性的指向、性自認問わず	性別、性的指向、性自認問わず
	住所要件	一方域内在住(予定含む)	一方域内在住(予定含む)	一方域内在住	一方域内在住(予定含む)	一方域内在住(予定含む)
	年齢	成年に達していること	成年に達していること	成年に達していること	成年に達していること	成年に達していること
	宣誓窓口・場所	男女共同参画課 又は県総合庁舎(希望者)	UD・男女共同参画課	多文化・男女共同参画課	市民課	男女共同参画課
利用できるサービス	公営住宅	県営住宅、市町営住宅 ※市制度宣誓者も県営住宅申込可とする方向で調整予定	市営住宅	市営住宅	市営住宅(検討中)	検討中
	医療機関	県・市立病院 ※市制度宣誓者も同じ扱いとする方向で調整予定	調整中	市立病院での手術・検査等の同意	市立病院での家族同様の扱い(検討中)	検討中
	その他	庁内関係課(調整予定)	市職員の休暇・福利厚生(結婚休暇、介護休暇、結婚祝金、介護給付金)等	市職員の福利厚生(結婚祝金)	市職員の福利厚生(検討中)	検討中

パートナーシップ制度の類型比較

(くらし・環境部男女共同参画課)

	公正証書方式（東京都渋谷区）	宣誓方式（東京都世田谷区）
制度の直接根拠	条例 渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例	要綱 世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
パートナーシップ関係の確認証明方法	パートナーシップ証明書の交付 ・2人がパートナーシップ関係にあることを公正証書に基づいて申請し、自治体から証明を受ける。	パートナーシップ宣誓書受領証の交付 ・2人がパートナーシップ関係にあることを自治体の首長に対して宣誓（宣誓書提出）し、受領証の交付を受ける。
効果	婚姻と同等の法的効果なし	婚姻と同等の法的効果なし
利用者要件	同性間のみ	同性間のみ
年齢要件	成人に達していること	成人に達していること
住所要件	双方が区内に居住	双方が居住、あるいは一方が居住して一方が転入予定
必要書類	公正証書の正本又は謄本 ※「合意契約公正証書」及び「任意後見契約の公正証書」 戸籍謄（抄）本 本人・住所確認書類 等	宣誓書（自治体の規定様式） 戸籍抄本 本人・住所確認書類 等
申請に係る費用	証明書発行手数料（300円） 公正証書作成費用（15,000円～）	無料
区民及び事業者の責務等	（区が行うパートナーシップ証明） 第11条 区民及び事業者は、その社会活動の中で、区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない。 第11条第2項 区内の公共的団体等の事業所及び事務所は、業務の遂行に当たっては、区が行うパートナーシップ証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならない。 （相談及び苦情への対応） 第15条 区民及び事業者は、区長に対してこの条例及び区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に関して相談を行い、又は苦情の申立てを行うことができる。	市民及び事業者への協力依頼
導入自治体	港区 ・条例を根拠とし、パートナー契約書（公正証書又は私文書認証）の確認証明書を交付	浜松市、富士市等 128 自治体 ・宣誓に類する手続（届出、登録等）含む ・条例を根拠とする自治体もあり（豊島区、国立市、いなべ市、総社市、浦添市） ・宣誓に加えて、公正証書受領証の交付も選べる自治体あり（中野区、江戸川区、三重県）

※導入自治体の合計数（130）は、令和3年10月現在。

他県制度一覧

(くらし・環境部男女共同参画課)

1 導入都道府県の制度一覧 (令和3年12月末現在)

区分		茨城県		大阪府		群馬県		佐賀県		三重県	
制度名		いばらきパートナーシップ宣誓制度		大阪府パートナーシップ宣誓証明制度		ぐんまパートナーシップ宣誓制度		佐賀県パートナーシップ宣誓制度		三重県パートナーシップ宣誓制度	
開始時期		令和元年7月1日		令和2年1月22日		令和2年12月21日		令和3年8月27日		令和3年9月1日	
制度根拠		要綱		要綱		要綱		要綱		要綱	
制度	証明方法	宣誓書の受領証明		宣誓書への受領証明		宣誓書の受領証明		宣誓書の受領証明		宣誓書の受領証明 ※希望者には公正証書受領証を交付	
	対象	一方又は双方が性的マイノリティ		一方又は双方が性的マイノリティ		一方又は双方が性的マイノリティ		一方又は双方が性的マイノリティ		一方又は双方が性的マイノリティ	
	住所要件	双方域内在住 (予定含む)		一方域内在住 (予定含む)		双方域内在住 (予定含む)		一方域内在住 (予定含む)		一方域内在住 (予定含む)	
	ファミリーシップ制度	なし		なし		なし		なし		なし	
	公正証書等受領書の発行	なし		なし		なし		なし		あり	
	年齢	成年に達していること		成年に達していること		成年に達していること		成年に達していること		成年に達していること	
	宣誓の受付場所	県窓口 (1か所)		県窓口 (1か所)		県窓口 (1か所)		県窓口 (1か所)		県窓口 (1か所)	
市町村での制度導入		0	なし	7	大阪市、堺市、貝塚市、枚方市、富田林市、大東市、交野市	4	渋川市、安中市、大泉町、千代田町	1	唐津市	2	いなべ市、伊賀市
市町村制度とのすみ分け		—		制度を実施する市町村の住民は、府制度の宣誓不可		なし		なし		なし	
利用できる行政サービス	公営住宅の申込	県営住宅 市町営住宅 (33市町)		県営住宅 市町営住宅 (18市町)		県営住宅 市町営住宅 (19市町)		県営住宅 市町営住宅 (調整中)		県営住宅 市町営住宅 (19市町)	
	医療機関	県立・市立・民間医療機関での面会等に利用可 (29機関)		府立病、一部の市立病院での面会等に利用可		県立・市立・民間医療機関での面会等に利用可 (37機関)		佐賀県医療センター好生館での面会等に利用可		県立・市立・民間医療機関での面会等に利用可 (36機関)	
	上記以外の県サービス	・県立近代美術館「友の会」ファミリー会員 ・いばらき結婚応援パスポート ・県職員福利厚生 (結婚祝金、死亡弔慰金、結婚休暇等)		—		・ぐんま結婚応援パスポート		—		・身体障がい者等の自動車税の減免 ・生活保護制度 ・住宅確保給付金 ・県職員福利厚生 等	

## 関係者ヒアリング結果

(くらし・環境部男女共同参画課)

### 1 概要

パートナーシップ制度に対する意見や要望を把握するため、支援活動などを行う県内の関係団体に対しヒアリングを行った。

対象：県内支援団体（6団体）関係者 時期：R2.6～R3.12

### 2 ヒアリング結果（主な意見）

#### （1）県制度の導入について

- ・市町制度の導入まで至っていないところを県制度でカバーすることの意味が大きい。
- ・小さな市町ではカミングアウトすることができず、申請がそれほどないことも予想される。引越し等の問題もあり、できるだけ広域が望ましい。
- ・県が導入すれば、市町間での異動でも手続が必要ない。
- ・県全域で制度が導入されることで、利用できる県内の民間サービスが広がっていくことに期待している。

#### （2）県制度と市制度のすみ分けについて

(市町制度を導入している市町の住民も、県制度を利用できるようにするかどうか)

- ・小さな市町だと住んでいる市町の役所に行きにくいことがある。同じサービスが利用できるなら、当事者が使いたいほうを選択できることが重要である。
- ・すみ分けにすると、今後導入する市町の要件によっては、利用できないカップルがでる可能性がある。

#### （3）利用者の属性について

- ・異性間でも同性間でも使えることで平等な感じがする。
- ・みんなが使える制度にしてほしいという市民の意見が多かった（導入自治体例）。
- ・事実婚カップルでも社会的に関係性を証明できない場合もあるので、利用しているカップルがいると聞いている（導入自治体例）。
- ・同性カップルだけだと、性的マイノリティであるとカミングアウトすることになる。

#### （4）ファミリーシップ（子どもを含めた取扱い）について

- ・緊急時の子どもの引き渡しなどで困ると思う。
- ・同居の子どもが救急搬送された場合、法的に親子関係がないパートナーが駆けつけて子どもの関係性を聞かれたら、親族ではないため排除される可能性が高い。いざというときに、パートナーや子どもとの関係が伝えやすくなる。
- ・関係性を証明するために利用したい人が利用できる制度ならいいと思う。
- ・当事者性が重要なので、意見交換会などで意見を聴いてほしい。

#### （5）手続について

<受付窓口>

- ・本庁での申請だけでは、遠方で行くのが大変な人もいる。
- ・市役所だと窓口で知り合いに会うリスクがあり、申請しにくい場合がある。
- ・どの市町でも対応できるのが理想的だが、当事者が嫌な思いをしないよう、研修や対応マニュアルなどにより、体制が整っているところでの申請がよい。

## (6) 制度利用者が利用できる行政・民間サービスについて

- 各自治体でどのようなサービスを用意できるかで、そこに住みたいかの差別化を図れる。
- 県職員向けの福利厚生サービスなど、制度を作った県で率先して対応すれば、他の自治体や民間にも広がると思う。
- 緊急搬送時などに、同性パートナーでも家族同様に取り扱うようにしてほしい。医療関係者は、本人の希望よりも普段関係ない親族の意向を尊重してしまう場合がある。

## (7) その他意見等

- 宣誓者から、サービス利用での困りごとについて相談を受けつけてアフターフォローしてほしい。
- 性別記載のない住民票記載事項証明書の発行など、パートナーシップ制度導入を契機に県が呼びかければ各自治体に普及させるきっかけになる。
- パートナーシップ制度がある地域や、性の多様性への理解が進んでいる企業がある地域に転居した例が実際にある。

## 交流会参加者アンケート結果

(くらし・環境部男女共同参画課)

## 1 概要

今年度実施している交流会の参加者にアンケートを行った。

## 2 交流会の概要

名 称	いろいろにじいろ交流会 2021
時 期	令和3年10月から令和4年2月まで(計6回)
開催場所	県内の公共施設(沼津市、藤枝市、浜松市)
対象者	LGBTQ 当事者(そうかもしれない人を含む。)、ALLY(支援者)
回答数	50人/参加者58人(開催済の第1～4回参加者)

## 3 アンケート結果

## (1) 同性カップルや異性の事実婚カップルが生活上困っていることについて

- ・地域の理解がないこと。
- ・社会的に認知されていないため、あたりが強い。
- ・自分自身の存在が社会から認められないという自己否定が最大の問題。
- ・「家族」と周りが認識してくれないことがある。
- ・大切なパートナーであると証明できるものがない。
- ・病院での対応。
- ・2人で築いてきた財産の相続問題。
- ・法律が追いついていないので、財産、離婚、DV、医療、介護の問題が出てくると感じている。

## (2) 県がパートナーシップ制度を導入することについて

賛成 48	反対 0	どちらともいえない 2
<p>&lt;主な賛成意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ制度を必要としている人もいるから。</li> <li>・法的な効力はなくても、誰かが認めてくれるのはうれしい。</li> <li>・反対する理由がない。当事者でない人には何もデメリットはないと思う。</li> <li>・幸せになるための選択肢ができる人が増えるから。</li> <li>・当事者の人たちが暮らしやすくなる。</li> <li>・全ての人には、人に意図的に危害を与えない限り、自分らしく、自分の望む人生を生きる権利があるから。</li> <li>・異性愛、同性愛(ゲイ、レズビアン) ぜんぶ同じ。</li> </ul> <p>&lt;どちらともいえない&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本来は、他国のように同性婚を認めるべきなのではと思う。</li> </ul>		

## (3) 県のパートナーシップ制度に希望すること、その他意見

- ・是非導入してほしい。早期実現を。
- ・申請は身近な市町で受けてほしい。遠方の人(利用者)への配慮を。
- ・子ども(連れ子)がいる同性カップルのためにファミリーシップを。
- ・県が導入したとき、各自治体での啓発も大切だと思います。
- ・制度の申込をした時に、緊急連絡先カード、意思表示カードがもらえるとうれしい。
- ・性的マイノリティに優しい社会というのは高齢者や障害者、社会的弱者にも優しい社会になると思う。

